

# [国内]手配旅行条件書（旅行取引条件説明書面・契約書面）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」であり、旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5及び当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）第10条第一項に定める「契約書面」の一部となります。

## 【1】手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ユーラシア旅行社（東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4F 観光庁長官登録旅行業第975号、以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、お客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関などの提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申し受けます。  
※取扱料金については、4ページの「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。
- (4)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、見積書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、満席・満室、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

## 【2】旅行のお申込と契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「取消手数料」その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (3)本条(2)にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく旅行契約は成立します。
  - ①申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の特則書面をお渡しした場合。  
(契約の成立時期は、特則書面で明らかにします。)
  - ②旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡す場合。  
(当社が旅行契約の締結を承諾した時点で契約が成立します。)
  - ③団体・グループ契約において契約責任者に申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾する旨の書面をお渡しした場合。  
(当社が当該書面を交付した時点で契約は成立します。)
- (4)申込金はお一人様につき旅行代金の20%以上全額までとなります。ただし、PEX航空券、発券期限付き事前購入型割引航空券など発券期限のある航空券の場合には、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

## 【3】お申込条件

- (1)申込時点で18歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方は成人同伴者のご参加を条件とさせていただきます。
- (2)身体に障がいをお持ちの方、健康を損なっている方、重度の食物アレルギーがある方、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申込時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書等をご提出いただく場合もございます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とします。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配できることが確実でない場合は、お申込をお断りさせていただく場合もございます。
- (3)次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
  - ①お客様が反社会的勢力であると認められるとき。
  - ②当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ③その他、当社の業務上の都合があるとき。

## 【4】契約書面

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程又は旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件を記載した書面（予約確認書。以下、「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2)前項(1)の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

## 【5】旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関などに支払う費用（航空券代金、ホテル代金等）および当社所定の取扱料金をいいます。
- (2)航空券代金とは、運賃本体、空港諸税（空港施設使用料、通行税、旅客保安サービス料など）、航空保険料などの合計をいいます。
- (3)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して遡って14日目にあたる日より前で当社が指定する期日迄にお支払いください。

## 【6】旅行代金の変更

(1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(2)当社は、実際に要した旅行代金とお客様から収受した金額が合致しない場合は、速やかに旅行代金を清算します。

### 【7】旅行契約内容の変更

お客様が旅行契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

(1)変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料その他の手配の変更による費用

(2)下記「旅行業務取扱料金表」に記載の当社所定の変更手数料

### 【8】旅行契約の解除

(1)お客様による任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社営業時間内にお申し出ください。営業時間外や休業日に電子メール・FAX等でお申し出いただきました場合には、翌営業日が受付日（取消料算定基準となる解除日）となりますので、ご注意ください。

①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用

③当社所定の取扱料金（手配料金、取消手数料）

(2)お客様の責に帰すべき事由による解除

お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないとき、ならびにお客様が【3】-(3)であると認められるとき若しくは該当する行為を行ったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用

③当社所定の取扱料金（手配料金、取消手数料）

(3)当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責に帰すべき事由により、旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いて払い戻しいたします。

### 【9】団体・グループ契約

(1)団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5)当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、構成者の変更によって生じる旅行費用の増加及び変更による費用はお客様の負担となります。

### 【10】当社の責任及び免責

(1)当社は手配旅行の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、その損害を賠償します。（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り。）

(2)お客様が次に例示するような事由により損害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

①天災地変、戦乱、暴動 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 ③官公署の命令 ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

⑦運送機関の遅延、不通、渋滞、スケジュール変更、経路変更 ⑧その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由

(3)当社は手荷物について生じた本条(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してお客様より通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

### 【11】お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 【12】通信契約

当社は、提携するクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に、旅行のお申し込みを承る場合があります。

- (1)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に達した時に成立します。
- (2)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。前者のうち申込金を含む旅行代金支払いのためのカード利用日は契約成立日とします。後者は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日とし、契約解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内）に旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (3)与信等の理由により会員のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、【8】の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

### 【13】個人情報の取扱い

当社は、ご提供いただいた個人情報（氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、健康状態等）について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行の手配や保険手続きのために、運送・宿泊機関及び手配代行者、保険会社等の機関に対し必要な範囲内で提供させていただきます。（提供方法には電磁的方法も含まれます）

※このほか、当社では〈1〉当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 〈2〉旅行保険など旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内 〈3〉アンケートのお願い 〈4〉統計資料の作成、等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。また、「EURASIA」という（月刊の）旅行情報誌を送付させていただきますが、不要な方はお知らせください。

※当社は、旅行中お客様に傷病があった場合等に利用させていただくため、お客様の国内緊急連絡先をお伺いしています。予め緊急連絡先の方に同意を得た上でお知らせくださいますようお願いいたします。

### 【14】その他

(1)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2)お申込氏名について

申込書のローマ字およびカタカナの氏名欄、性別欄は正確にご記入ください。氏名の綴りや性別が誤っていた場合、及び婚姻等により氏名が変更になった場合には、関係機関への訂正が必要となります。なお、訂正が認められないこともあり、その際には既に完了している予約を取り消したうえで新たに予約を取り直すため、適用となる運賃・料金が変わり、差額実費が生じる場合があります。訂正や予約の取り直しに伴う関係機関への実費及び手数料ならびに当社所定の取扱料金（手配料金、変更手続料金）は、お客様にご負担いただきます。また、訂正が認められず新たな予約もできない場合には、旅行契約を解除いただくことがございます。この場合、【8】の規定に準じ、取消料・違約料等、関係機関に支払う費用及び当社所定の取扱料金（手配料金、取消手続料金）をお支払いいただきます。取扱料金は変更・取消項目ごとに申し受けます。

(3)航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスが受けられる場合もありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行っていただきます。なお、お客様が当初受けられる予定であったサービスが何らかの理由で受けられなくなった際も、その理由の如何に関わらず当社は【10】の責任を負いません。

(4)航空会社の無料受託手荷物について

航空会社の受託手荷物については、無料でお預け頂ける荷物の個数・重量・サイズに制限があります。この制限を超える場合、超過手荷物料金のお支払いが必要となります。ご利用頂く区間及び利用航空会社により異なりますのでご注意ください。

(5)国内旅行保険について

当旅行契約については当社旅行業約款別紙・特別補償規程の適用はありません。万が一に備えて、任意の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

### 【15】旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件は見積書（又は請求書）に記載の年月日時を基準としています。また旅行代金は、見積書（又は請求書）に記載の年月日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用運賃または見積書に記載の年月日以降に出発する旅行に適用される航空運賃・適用規則を基準としています。

### 【16】この旅行条件書に定めのない事項

※この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。当社旅行業約款を御希望の方は当社にご請求ください。同旅行業約款は当社ホームページ「[http://www.eurasia.co.jp/yakkan\\_tehai](http://www.eurasia.co.jp/yakkan_tehai)」からもご覧になれます。

※運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

2024年3月14日更新

観光庁長官登録旅行業第975号

日本旅行業協会（JATA）正会員／観光業公正取引協議会会員

**（株）ユーラシア旅行社**

〒102-8642

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4F

電話:03-3265-0620 FAX:03-3239-8638 [japan@eurasia.co.jp](mailto:japan@eurasia.co.jp)

営業時間:月～金 10:00～17:00(土日祝日休み)

総合旅行業務取扱管理者:

田辺久司、河合郁穂、大久保令子、斎藤晃子、米村嘉奈、前田潤子

※営業時間外にお送りいただいた電子メールやFAX等につきましては、翌営業日にお申し出いただいたものとして取扱います。

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく左記業務取扱管理者にご質問ください。

# [旅行業務取扱料金表]

## 手配旅行に係る取扱料金／国内

各料金は消費税10%を含みます

項目		手配料金	変更・取消 手続料金	備考
[1] 宿泊機関と運送 機関・航空券・観光 券類等の複合手配	1名様につき	旅行費用総額 の20%(下限 3,300円)	下記、当該商 品に係る料金 の合算額	●航空券の発券期限ならびに発券 後の変更・取消しの取扱いは、各航 空会社の規則によります。
[2] 運送機関(航空 機、新幹線、JR)	1名様、一運送機 関・片道につき	1,100円	550円	●同一の宿泊機関に連泊する場 合は、まとめて1件として扱います。
[3] 運送機関(私 鉄、バス、船舶等)	1名様、一運送機 関・片道につき			
[4] 宿泊機関(ホテ ル、ロッジ等)	1室、1件につき			
[5] 現地発着ツアー	1名様、1件につき			
[6] 送迎、ガイド、専 用車、レンタカー、レ ストラン	1手配につき			●同一の手配を同時に行う場 合は、複数名の利用でも「1手配」と数 えます。手配日・利用日・利用期間・ 利用区間・提供機関が異なる場 合はそれぞれ「1手配」と数えます。
[7] 入場券(観光施 設、美術館・博物 館、等)	1名様1件につき	1,100円	—	●入場券の変更、払戻しはできま せん。
[8] チケット(ミュ ージカル・オペラ鑑 賞、スポーツ観戦、 等)	1名様1件につき	当該費用総額 の10%(下限 1,100円)	—	●チケットの変更、払戻しはできま せん。
[9] その他サービス	1名様1件につき	当該費用総額 の20%(下限 1,100円)	550円	
緊急手配追加料金		(土日祝日・当社休業日を除く) 出発前々日・前日3,300円増し、 当日5,500円増し		

- 上記手配料金の他に、別途、実費を頂戴いたします。手配代行者等を介して手配が行われた場合には、当該者に対する費用も含まれます。
- 各手配料金は、手配開始と同時に発生し、ご希望通りに手配できなかった場合にも申し受けます。
- 変更・取消手続料金は、手配着手後の変更・取消よりかかります。手配料金及び変更・取消手続料金は、旅行を中止される場合でも払戻しいたしません。
- 旅行サービス提供機関(運送機関、宿泊機関、その他)や手配代行者、代売会社等に対して支払う変更・取消料、その他の実費は別途申し受けます。
- 変更とは既に完了した手配(旧手配)を取消し、新規手配を行うことを意味します。変更手続手数料と2回目の手配料金の両方がかかります。
- 「観光券類の手配」とは、観光、入場、食事、その他、旅行サービス提供機関の手配をすることをいいます。

株式会社ユーラシア旅行社(2024年2月1日改定)